



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定・2件（村づくり計画課）…………… 1
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2

告 示

沖縄県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、前原地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年1月20日から同年2月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所上野庁舎農村整備課
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、魚口地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年1月20日から同年2月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所上野庁舎農村整備課
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第23号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和2年1月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 本部町字瀬底1081番1、2118番1、5750番及び5750番10
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和元年12月26日 沖縄県指令土第872号

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年1月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年9月20日
(2) 商号名 株式会社正関
(3) 代表者名 伊禮長志
(4) 所在地 宜野湾市真志喜一丁目27番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12576号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年8月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和元年9月20日
(2) 商号名 有限会社宮建開発
(3) 代表者名 砂川かおり
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1375番地6
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第6487号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年8月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和元年9月20日
(2) 商号名 株式会社川田電設産業
(3) 代表者名 渡真利剛
(4) 所在地 宮古島市平良字西里1332番地7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第2572号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年8月28日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和元年9月20日
(2) 商号名 株式会社ミライ
(3) 代表者名 田中良平
(4) 所在地 那覇市真嘉比2丁目1番6号1階
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13364号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年8月29日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 5(1) 処分をした年月日 令和元年9月20日
- (2) 商号名 株式会社重建
- (3) 代表者名 比嘉真也
- (4) 所在地 那覇市首里末吉町4丁目2番地23 1階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第7621号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月2日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年9月20日
- (2) 商号名 株式会社琉建産業
- (3) 代表者名 下地恵次
- (4) 所在地 宮古島市平良字西仲宗根549番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第5188号、沖縄県知事 許可(般-26)第5188号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年10月7日
- (2) 商号名 有限会社山内組
- (3) 代表者名 山内柳光
- (4) 所在地 名護市大東三丁目4番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第803号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月5日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年10月7日
- (2) 商号名 株式会社アール
- (3) 代表者名 大澤めぐみ
- (4) 所在地 那覇市真嘉比3丁目5番20号1階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13420号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年10月7日
- (2) 商号名 株式会社トーマ電子サービス
- (3) 代表者名 當間榮信
- (4) 所在地 宜野湾市真志喜二丁目5番12号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第6706号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月9日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和元年10月7日
- (2) 商号名 株式会社東京ふどうほ一む
- (3) 代表者名 伊是名秀夫
- (4) 所在地 浦添市牧港二丁目33番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11343号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和元年9月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

11(1) 処分をした年月日 令和元年10月7日

(2) 商号名 有限会社沖縄ガス圧接

(3) 代表者名 林誠

(4) 所在地 那覇市小禄5丁目9番地7

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第2635号

(6) 処分の内容 許可した業種のうちとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和元年9月10日付けで、建設業法第12条に基づきとび・土工工事業を廃止した旨の届出があった。

12(1) 処分をした年月日 令和元年10月7日

(2) 商号名 仲秀軽鉄

(3) 代表者名 仲間秀行

(4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根291番地2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第9526号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和元年9月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---